

中小企業等経営強化法施行規則第十六条の各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示  
 制定：令和 2年 4月30日経済産業省告示第105号

**中小企業等経営強化法施行規則第十六条の各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示**  
 令和 2年 4月30日経済産業省告示第105号

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第二項第一号の表並びに第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月三十日 経済産業大臣 梶山 弘志

**中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示**

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示（平成三十一年経済産業省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表並びに第二号及び第三号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示</p>	<p>中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示</p>
<p>1 中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表並びに第二号及び第三号に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十九条第一項の規定による認定又は同法第二十条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする中小企業者等（同法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十九条第</p>	<p>1 中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十九条第一項の規定による認定又は同法第二十条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする中小企業者等（同法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十九条第一項に規定す</p>

<p>一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。)に記載された発電の用に供する設備(当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。)であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されること見込まれる電気の量のうち販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。</p>	<p>る経営力向上計画をいう。以下同じ。)に記載された発電の用に供する設備(当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。)であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されること見込まれる電気の量のうち販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。</p>
2 [略]	2 [略]
様式(第二項関係) [略]	様式(第二項関係) [略]
備考 表中の [ ] は注記である。	

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*